



1 奨学のための給付金制度とは

- 高校生等（専攻科含む）がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担（教科書費，教材費，学用品費，PTA会費，修学旅行費等）の軽減を目的とした、**返還不要の給付金**です。
- 世帯区分に応じて**年額32,300円～143,700円**を支給します。
※ 家計急変による申請の場合は，申請時期によって支給額が異なります。
- 支給を受けるには**毎年，申請手続が必要**です。
- 就学支援金（認定を受ければ授業料を負担する必要がない制度）とは別の手続となりますのでご注意ください（就学支援金や各種奨学金と一緒に利用できます）。



申請 期間

令和6年

7/1（月）～7/31（水）まで

※前倒し申請を行った**新入生**について，7/1以降も支給対象となる場合は，**再度申請手続が必要**です。

※7/2以降に家計急変した場合は随時申請できます。

2 支給要件（支給対象者）

基準日時点で**以下の要件全てに該当**する方が対象です。

基準日：7月1日（前倒し支給は4月1日，家計急変世帯は申請した翌月（申請のあった日が月の初めである場合は，申請のあった月）1日）

- **高校生等が基準日に在学**していること
- **高校生等が高等学校等就学支援金**または**学び直し支援金の支給対象者**であること
（家計急変による申請の場合を除く。）
- **保護者等（親権者又は父母等）が鹿児島県内に住所を有していること**
- **生活保護（生業扶助）受給世帯**または**保護者等（親権者又は父母等）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がどちらも非課税（0円）※1の世帯**
※1 令和6年度税制改正に伴う**定額減税後の額により判定**します。
（家計急変による申請の場合は，経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯）
- 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されていないこと
※ 里親委託費のうち，修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等は支給対象外です。

3 申請手続の流れ

1 申請用紙を取得します

☞各学校の事務室にお問い合わせください（鹿児島県教育委員会ホームページからもダウンロードできます。）。

2 申請用紙に記入します

☞申請用紙に必要な事項を記入し，添付書類を準備します。
（4を参照）

3 申請書等を提出します

☞各学校の事務室へ提出してください。

4 決定通知が届きます

☞支給決定後，各学校を通じて「奨学のための給付金支給決定通知書」を交付します。

5 指定口座に振り込まれます

☞**令和6年12月頃**に支給予定です。
（家計急変による申請の場合は支給日が異なります。）

4 支給額（年額）・申請に必要な書類

世帯区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	保護者等全員の道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額が0円の世帯				保護者等全員の道府県民 税所得割額及び市町村民 税所得割額が0円の世帯 (生活保護受給世帯含 む)
		通信制	通信制以外		専攻科	
			第1子	第2子以降		
支給額※1※2 (高校生等1人当たりの年額)	32,300円	50,500円	122,100円	143,700円	50,500円	
申請に必要な書類※3	各世帯区分に応じて、以下の書類を揃えて提出してください。 ※ 対象生徒が一世帯に2人以上いる場合も、生徒ごとに書類を揃えて申請してください。					
①奨学のための給付金受給申請書※4 (別記第1号様式)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
②口座振込申出書(別紙1) ・原則、申請者名義の口座を指定してください。 ・通帳(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる部分)又はキャッシュカードの写しを貼り付けて提出してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
③生活保護(生業扶助)受給証明書 ・福祉事務所が基準日以降に発行し、「生業扶助」の記載があるもの	<input type="radio"/>					
④課税証明書等(市町村役場で発行) ・両親いれば父母それぞれ非課税であること ・課税証明書等は就学支援金の申請で提出する場合は省略できます。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
以下⑤は15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養していることを確認するための書類です。						
⑤扶養誓約書(様式3) ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、提出してください。				<input type="radio"/>		
⑥在学証明書(様式4-1)	(県外の高等学校等に在学する場合に必要です。)					
⑦個人対象要件証明書(専攻科のみ) (様式12-1)	※ 基準日以降に学校で発行してもらってください。					
⑧委任状(別記第7号様式)	(在学する高等学校等による学校徴収金の代理受領を希望する場合に必要です。)					
⑨家計急変状況申出書(別紙2)	(家計急変による申請の場合に必要です。)					

支給要件となる道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額については、令和6年度税制改正に伴う定額減税後の所得割額により判定します。定額減税後の所得割額が記載されている課税証明書等を取って下さい。

※定額減税の対象とならない非課税世帯については、定額減税前の所得割額が記載されている課税証明書等でも構いません。

※ 家計急変による申請の場合は、上記書類に加えて、家計急変の理由等を証明する書類が必要になります。詳しくは各学校の事務室にお問い合わせください。

- ※1 1人の高校生等につき、年1回、在学中に通算して3回(定時制課程又は通信制課程の場合は4回、専攻科に通う高校生等は専攻科在学中に通算2回(修業年限が1年の場合は1回))を上限として支給します。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者については、この回数に加えて1回(定時制、通信制は最大で2回まで)支給することができます。
- ※2 私立の高校生等の場合、支給額が異なります。
- ※3 その他、家庭の状況などに応じて添付書類が必要となる場合があります。
- ※4 受給申請書に記載した住所が課税証明書等の住所と異なる場合で、課税証明書等の住所が鹿児島県外の場合は、申請者の住民票(マイナンバー記載なし)を添付してください。

5 提出先・お問合せ先

申請書等の提出またはご不明な点につきましては、各学校の事務室までお問い合わせください。鹿児島県教育委員会ホームページでも案内しています。

鹿児島県 奨学のための給付金

検索

鹿児島県教育委員会ホームページ：<https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/shougakukyuhukin.html>

※ 保護者等が鹿児島県外にお住まいの方は、各都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問合せ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

